

## 9. 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

---

平成29年4月

**農林水産省**

農村振興局

# 1. 現状と課題

- 高度成長期においては、工業の雇用吸収力が高く、また、安い土地と労働力を目当てとした地方への工場立地ニーズが旺盛。国土の均衡ある発展の観点から、太平洋ベルト地帯以外の地域への工業再配置の政策が講じられた。
- こうした時代背景の下、農業と工業の均衡ある発展を図るという農業・農村サイドの要請から、昭和46年に、農村地域への工業の導入促進を目的とする農村地域工業等導入促進法（農工法）が制定。
- 農工法は、市町村等が農工実施計画を策定した場合に支援措置を講じること等を内容とするもの。

## 農村地域工業等導入促進法の概要

対象業種：工業（製造業）、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（工業（製造業）以外は、昭和63年の法改正で追加）  
対象地域：農業振興地域、振興山村、過疎地域（三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等を除く）

### 計画制度

主務大臣が基本方針を策定  
(関係行政機関へ協議)



都道府県知事が基本計画を策定  
(主務大臣に協議・同意)

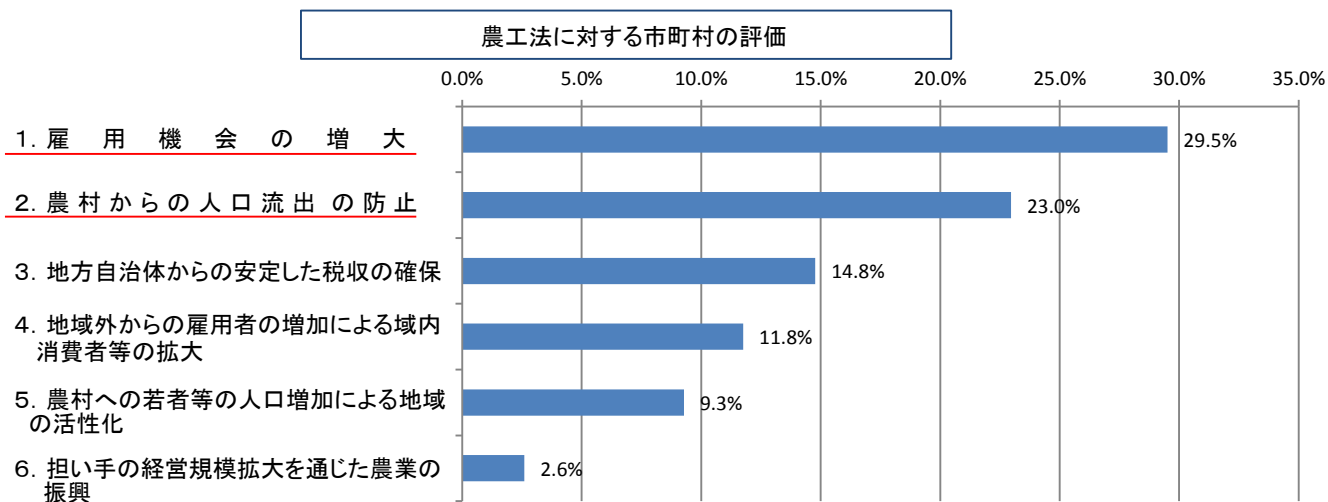
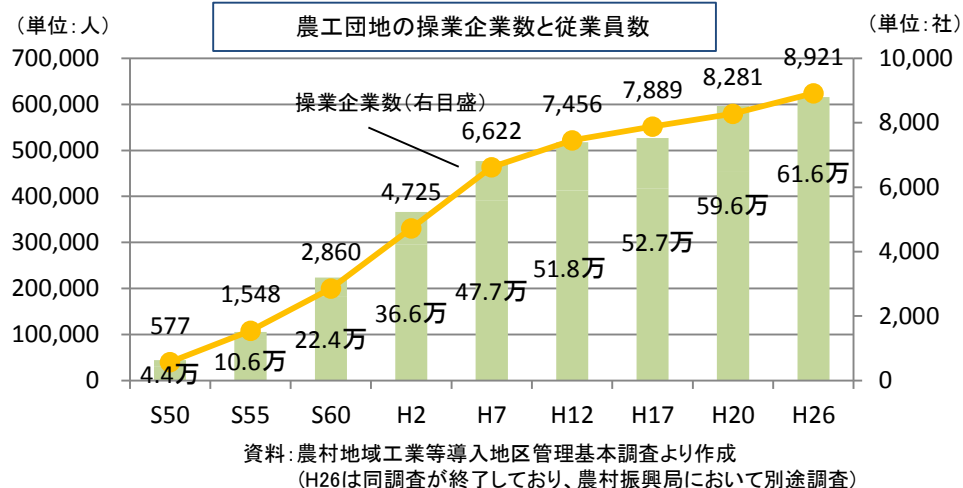
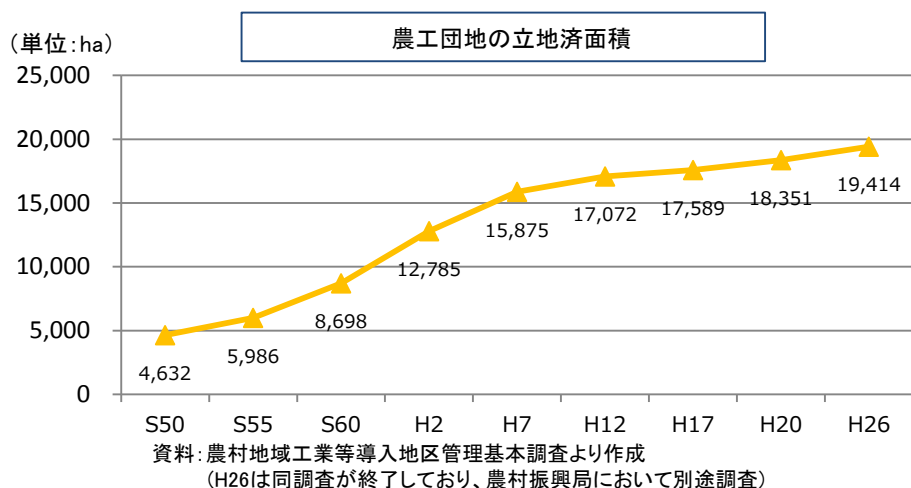


都道府県又は市町村が実施計画を策定  
(市町村が策定する場合には、都道府県知事に協議・同意)

### 計画達成のための支援措置

- 土地利用上の措置
  - ・ 農地転用に係る配慮  
(農地法の転用許可の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例)
- 税制上の措置
  - ・ 個人が農工団地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円を上限とする特別控除)  
(注:かつては、①設備投資に係る特別償却、②地方税の不均一課税等に伴う減収補填措置も講じられていたが、適用件数の減少等に伴い平成16年に廃止。)
- 金融上の措置
  - ・ 日本政策金融公庫による低利融資
- 職業紹介の充実、職業訓練の実施
- 農業構造改善の促進(農業生産の基盤の整備等の事業の推進)等

- これまで、35の府県及び731の市町村が農工実施計画を策定。19,414ヘクタールに立地済み、8,921社の操業、61.6万人の雇用。
- 市町村からは、「雇用機会の増大」「農村からの人口流出の防止」等の評価。



資料：就業機会の拡大に関する地方自治体アンケート調査(平成27年6月 農村振興局実施)

## 2. 見直しの方向

### (1) 農工法の対象業種

- 農工法の対象業種については、現行の工業等5業種に限定することなく、サービス業など農村に賦存する多様な地域資源を活用した産業も含めて、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業が対象となるよう見直し。
- 具体的な対象業種については、国が基本的な方針に定めた上で、地域の実情を踏まえたものとなるよう、地方公共団体が必要性・適正性を判断する方向で検討。
- 対象業種の見直しを踏まえて、農工法の名称についても見直し。

#### 想定する産業の例

- ・ 農産物直売所等の小売業、
- ・ 農泊、農家レストラン等の宿泊業・飲食サービス業、
- ・ 木質バイオマス発電、
- ・ 医療・福祉、
- ・ 情報通信業 等



### (2) 農工法の対象地域

- 今回、対象業種を工業等から広げるとしても、農工法により産業を導入する必要性の少ない地域は除外するとのこれまでの考え方に立ち、人口が集中している地域や域内の就業の場が全国平均よりも多い地域は除外。

現行の農工法では、産業立地を促進する対象地域として、農業振興地域、振興山村、過疎地域を規定。ただし、政令において、①三大都市圏の市町村、②人口20万人以上の市、③人口10万人以上で人口増加率が全国平均より高い市、④人口10万人以上で工業等就業者割合が全国平均より高い市は除外。

(参考：平成28年3月の農工法施行令の改正により、平成の市町村合併により人口が増加して対象外となった区域は対象とされた。)

## (3) 支援措置

- 市町村が実施計画を策定した場合の支援措置について、対象業種の見直しを踏まえた拡充を行うとともに、関係府省の関連施策との連携を図るなど、支援措置の厚みを増すことを検討。

### 税制上の措置

- 個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円を上限とする特別控除)について、対象業種の見直しを踏まえた拡充。

#### 関連施策の活用や連携

#### 業種横断的な税制措置

- 農工団地に立地した事業者の中には農工法以外の税制措置を活用しているものもあることを踏まえて、
  - ① 国税としては、中小企業投資促進税制、  
(中小企業者等が機械装置、器具備品等を導入した場合に、特別償却又は税額控除を行う措置。)
  - ② 地方税としては、昨年7月から施行された中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置  
(中小企業者等が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合に、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置。)といった業種横断的な措置について、事業者に対して周知を図り、その積極的な活用を促す。

### 金融上の措置

- 日本政策金融公庫による低利融資について、対象業種の見直しを踏まえた拡充。

(3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う事業者に対して、当該設備を取得するために必要な資金及び長期運転資金を融資。)

#### 関連施策の活用や連携

#### 予算上の措置

- ① 農泊の推進など、地域資源を活用した産業の振興施策  
(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策))
- ② 地方創生推進交付金(※)など、地方創生に向けた地方公共団体の取組への支援施策  
(※ 地方創生の深化のための新型交付金。地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の実施を支援。)

#### 関連施策の活用や連携

#### 支援体制の充実等

- 支援措置の活用を促進するため、地方公共団体、事業者等に情報提供、相談等を行う窓口を設置。
- 企業立地促進法の見直しによって拡充された地域経済を牽引する事業への支援施策等、関連施策の周知を強化。